

居宅介護支援契約書

甲(利用者)

乙(事業者) 合同会社 Reさぼっと

(契約の目的)

第1条 乙は介護保険法の定めるところにより、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、甲に対し適切な居宅サービス計画を作成し、かつ居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、医療機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(居宅サービス計画の立案及び変更の援助および管理)

第3条 乙は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成をします。

2 乙は、居宅サービス計画(ケアプラン)の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得てそれを交付します。

3 乙は、甲が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

4 乙は、甲の受ける在宅サービス利用状況について、甲からのサービス利用に関する苦情等相談を受け、必要に応じてサービスを点検し居宅サービス計画の作成、交付ほか関連機関との連絡調整を行います。

(契約の満了)

第4条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。

- ① 甲が死亡したとき。
- ② 第5条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- ③ 第6条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- ④ 甲が介護保険施設へ入所した場合。
- ⑤ 甲の要介護状態区分が要支援もしくは自立とされた場合。

(甲の解約権)

第5条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、14日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

(乙の解除権)

第6条 乙は、甲に対し、甲の非協力など甲および乙間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、14日以上予告期間をもってこの契約を解除します。

(損害賠償)

第7条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、甲または甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲に対して損害を賠償します。但し、甲または甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第8条 乙および乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対するサービスの提供にあたって知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らしません。

2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3 乙は、甲の個人情報をサービス担当者会議等、介護サービス計画を作成するために必要と判断し情報を提供する事がありますが、別紙「個人情報使用同意書」にて甲の同意を得て行うものとする。

(記録の整備・閲覧)

第9条 乙は、甲に対する介護支援サービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日より5年間保存します。

2 乙は、甲または甲の家族に対し、いつでも保管する甲に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じます。但し、謄写の実費を請求することがあります。

(介護支援専門員の交替)

第10条 乙は、必要に応じて介護支援専門員を交替することができる。但し、甲に対してサービス上不利益が生じないよう十分配慮する。

2 甲は、介護支援専門員の交替を希望する場合は、業務上不当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、乙に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができる。

(契約外条項)

第11条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他所法令の定めるところを尊重し、甲および乙の協議により定めます。

(甲)

私は、この契約書に基づく居宅介護サービスの利用に関して、説明を受け理解した上で同意します。

利用者

住所

氏名 印

代理人

住所

氏名 印 続柄

(乙)

私は、居宅介護支援の事業者として、甲の申し込みを受諾し、この契約書の内容に沿って居宅介護サービスを誠実に責任をもって行います。

住所 沖縄県うるま市みどり町3-9-11

(相談室・会議室の住所は沖縄県うるま市みどり町3-9-12とする)

事業者 合同会社 Reさぼっと

代表社員 前田耕平 米須真郷

(丙)

私は、この契約書の内容を確認し説明をしました。

令和 年 月 日

事業所 イーズC&S 印

住所 沖縄県うるま市みどり町3-9-11

(相談室・会議室の住所は沖縄県うるま市みどり町3-9-12とする)

説明者